



2026年6月29日

各 位

会 社 名 株式会社エムアップホールディングス
代 表 者 名 代 表 取 締 役 美 藤 宏 一 郎
(コード番号：3661)
問 い 合 わ せ 先 取 締 役 総 務 経 理 部 長 藤 池 季 樹
TEL. 03-5467-7125

譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、以下のとおり、譲渡制限付株式報酬として自己株式の処分（以下「本自己株式処分」といいます。）を行うことについて決議いたしましたので、お知らせいたします。

1. 処分の概要

(1) 払込期日	2026年7月29日
(2) 処分する株式の種類及び株式数	当社普通株式 362,000株
(3) 処分価額	1株につき645円
(4) 処分価額の総額	233,490,000円
(5) 割当予定先	取締役2名(※) 256,000株 当社子会社の取締役1名 106,000株 ※ 監査等委員である取締役及び社外取締役を除きます。
(6) その他	本自己株式処分については、金融商品取引法による臨時報告書を提出しております。

2. 処分の目的及び理由

当社は、2020年6月5日開催の取締役会において、当社の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除き、以下「対象取締役」といいます。）に対して当社の中長期的な企業価値及び株主価値の持続的な向上を図るインセンティブを付与すると共に、株主の皆さまと一層の価値共有を進めることを目的として、対象取締役を対象とする新たな報酬制度として、譲渡制限付株式報酬制度を導入することを決議し、また、2020年6月29日開催の第16期定時株主総会において、譲渡制限付株式報酬制度に基づく報酬等を対象取締役に支給することにつき、ご承認いただきました。その上で、当社は、2025年6月27日開催の第21期定時株主総会において、同制度を改定し（改定後の譲渡制限付株式報酬制度を「本制度」といいます。）、①本制度に基づく株式の交付は、金銭の払込み又は現物出資財産の給付を要せずに当社の普通株式の発行又は処分を行う方法によるか、対象取締役にに対して報酬等として金銭報酬債権を支給し、対象取締役が当該金銭報酬債権の全部を現物出資財産として給付して、当社の普通株式の発行又は処分を受ける方法のいずれかによること、②本制度に基づき対象取締役に発行又は処分される当社の普通株式の総数は年36万株以内（2026年1月1日付で、普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。年間上限株式数は当該株式分割による調整後の株式数を記載しております。）、その報酬の総額は年額300百万円以内とすること、③譲渡制限期間を譲渡制限付株式の交付日から当社の取締役その他当社の取締役会で定める地位を退任又は退職する日までの期間とすること並びに④(i)当社の取締役会が定める役務提供期間の間、継続して、当社の取締役その他当社の取締役会で定める地位を有すること、及び(ii)当該役務提供期間満了前に当社の取締役その他当社の取締役会で定める地位を退任又は退職した場合には当社の取締役会が正当と認める理由があることを譲渡制限の解除条件とすることにつき、ご承認をいただいております。

また、当社は、当社グループの中長期的な企業価値及び株主価値の持続的な向上を図るインセンティブを付与すると共に、株主の皆さまと一層の価値共有を進めることを目的として、当社の子会社の取締役にも、本制度を導入することといたしました。

その上で、今般、当社は、本日開催の取締役会において、対象取締役2名及び当社の子会社の取締役1名（以下「対象子会社取締役」といい、対象取締役と併せて「対象取締役等」と総称します。）に対し、本制度の目的、各対象取締役等の職責の範囲その他諸般の事情を勘案し、金銭報酬債権合計233,490,000円を支給し、それを現物出資させて、譲渡制限付株式として、当社の普通株式362,000株（以下「本割当株式」といいます。）を処分することを決議いたしました。

なお、本自己株式処分により処分される株式数の発行済株式総数（2026年3月31日時点）に占める割合は、0.45%と軽微であり、譲渡制限付株式を付与する目的等に照らして合理的であると考えております。

<譲渡制限付株式割当契約の概要>

本自己株式処分に伴い、当社と対象取締役等は個別に譲渡制限付株式割当契約を締結いたしますが、その概要は以下のとおりです。

(1) 譲渡制限期間

対象取締役等は、2026年7月29日（払込期日）から当社又は当社子会社の取締役、執行役員又は従業員のいずれも退任又は退職する日までの間、本割当株式について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない。

(2) 譲渡制限の解除条件

対象取締役等が、払込期日の直前の当社定時株主総会の日から翌年に開催される当社定時株主総会の日までの期間（対象子会社取締役については、払込期日の直前の当該子会社の定時株主総会の日から2031年に開催される当該子会社の定時株主総会の日までの期間とし、以下「本役務提供期間」という。）の間、継続して、当社又は当社子会社の取締役、執行役員又は従業員の地位にあったことを条件として、譲渡制限期間が満了した時点において、本割当株式の全部につき、譲渡制限を解除する。ただし、対象取締役等が本役務提供期間において、死亡その他当社の取締役会が正当と認める理由により当社又は当社子会社の取締役、執行役員又は従業員のいずれも退任又は退職した場合、譲渡制限期間が満了した時点において、本役務提供期間開始日を含む月の翌月から当該退任又は退職日を含む月までの月数を12（対象子会社取締役については60）で除した数に、本割当株式の数に乗じた数（ただし、計算の結果、1株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てる。）の本割当株式につき、譲渡制限を解除する。

(3) 当社による無償取得

当社は、譲渡制限期間の満了時において、譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(4) 株式の管理

本割当株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、対象取締役等が大和証券株式会社に開設した譲渡制限付株式の専用口座において管理される。

(5) 組織再編等における取扱い

譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要しない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、取締役会の決議により、本割当株式の全てにつき、組織再編等効力発生日の前営業日の直前時をもって、これに係る譲渡制限を解除する。

3. 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

本自己株式処分は、本制度に基づき割当予定先に支給された金銭報酬債権を出資財産として行われるものであり、その払込金額は、恣意性を排除した価額とするため、2025年6月26日（取締役会決議日の前営業日）の東京証券取引所における当社の普通株式の終値である645円としております。これは、取締役会決議日直前の市場株価であり、直近の株価に依拠できないことを示す特段の事情のない状況においては、当社の企業価値を適切に反映した合理的なものであって、対象取締役等にとって特に有利な価額には該当しないと考えております。

以上